

内閣府経済社会総合研究所 任期付職員の募集について

内閣府経済社会総合研究所では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）に基づき、任期付職員の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（内閣府経済社会総合研究所総務部総務課）（係長級又は係員級）
併任 経済社会総合研究所研究官

2. 募集人員 若干名

3. 職務内容

経済社会総合研究所（以下、「研究所」という）は、内閣府のシンクタンクとして理論と政策の橋渡しを担っています。主要な任務として、経済活動、経済政策、社会活動等に関わる理論的・実証的研究を行うとともに、政策研究を担う人材育成・研修等に取り組んでいます。

研究所では、時代の要請にこたえる研究テーマが随時設定され、我が国の政策諸課題に応える複数のプロジェクトが進められています。今回募集する職員は、以下の 2 つのプロジェクトに関し、チームの一員として、必要な資料や情報収集・分析、各方面との連絡調整を行う業務を担当します。

- ① ウェルビーイング指標群の政策立案プロセスへの具体的な活用に向けた研究のため、諸外国や自治体の動向等の情報収集、調査分析、連絡調整等を行う
- ② 中央省庁再編以降の我が国のマクロ経済政策の立案プロセスをレビューするプロジェクトのため、必要な資料収集、調査分析、連絡調整等を行う

4. 応募要件・資格

以下の条件に該当する方

- (1) 大学卒業又は同等以上の学力を有すると認められる者。
- (2) 経済学または公共政策に関する学士あるいはそれと同等の知識を有する者。
- (3) ワード、エクセル等パソコンの操作に十分習熟していること。
- (4) 上記の他、共同研究実施の経験や、英文資料の内容を理解できる程度の基本的な英語を用いる能力を有しているとより望ましい。

また、次のいずれかに該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 38 条の規定により国家公務員となることができ

ない者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によるとされた準禁治産者（心神耗弱を原因とする準禁治産者以外の者）

5. 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号（以下、「任期付職員法」という。））に基づき常勤の国家公務員として採用します。

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

7. 身分

国家公務員

8. 雇用期間

令和7年10月1日（予定）から令和9年3月31日までの期間。
（5年を限度に延長もあり得ます。）

9. 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）は除く。必要に応じて超過勤務あり。）

年次休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇

10. 勤務地

内閣府（東京都千代田区永田町1-6-1）

11. 応募方法

(1) 提出書類

ア) 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）

（高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。（例：平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月 （株）〇〇社〇〇部〇〇課勤務等）

イ) 志望理由（A4横書き 1,000字以内）

ウ) 職務経歴書（これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの、A4 横書き）

※なお、応募書類は返却しません。（責任廃棄）

（２）提出方法 郵送

（３）提出先

〒１００－８９１４ 東京都千代田区永田町１－６－１
内閣府 経済社会総合研究所総務部総務課

（４）提出締切り 令和７年８月２９日（金）必着

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

１２．選考方法

１次選考 書類審査

２次選考 面接

書類審査（１次選考）の後、面接（２次選考）を行なうこととなった方のみ、２次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

１３．その他

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。

１４．連絡先

内閣府 経済社会総合研究所総務部総務課

TEL：０３－５２５３－２１１１（代表）（内線３２７１２）福山